



## キャッシュレス決済（実証事業）を開始します ～窓口のDX(デジタルトランスフォーメーション)の第一歩～

大府市は、「ICTの活用による持続可能なまちづくりに関する包括連携協定」を締結しているソフトバンク株式会社と連携し、市役所窓口業務におけるキャッシュレス決済の導入に関する実証事業を実施します。

大府市で行っている窓口業務は多岐に渡り、手数料が発生する手続きは約500種類にも上ります。自治体窓口におけるキャッシュレス決済導入のニーズが非常に高まっている中、窓口を訪れる市民が行う手続きの利便性を高めるため、7月から、市民課窓口及び税務課窓口で行う手続きについて、キャッシュレス決済を開始します。

この実証事業を通し、最適な決済手段やキャッシュレス決済の種類などを確認し、今後のキャッシュレス決済の更なる拡充を目指します。

### ■実証事業の概要

事業内容／以下の手続きについて、キャッシュレス決済の利用を可能とします。

市民課		税務課	
1	住民票の写し	15	事業証明の交付
2	住民票記載事項証明	16	評価証明の交付
3	広域交付住民票	17	公課証明の交付
4	印鑑登録証明書	18	租税証明の交付
5	全部事項証明書	19	閲覧申請の交付
6	個人事項証明書		
7	除籍謄本	市民課、税務課共通	
8	戸籍附票	20	所得課税証明の交付
9	身分証明書	21	納税証明の交付
10	受理証明書		
11	戸籍手数料令5号証明		
12	除かれた全部事項証明書		
13	除かれた個人事項証明書		
14	その他行政証明(独身証明、不在住証明書など)		



決済方法／QRコード決済

決済サービス／PayPay、d払い、楽天ペイ、auPay

取扱窓口／市民課及び税務課

運用開始／7月

事業費／239千円

【問い合わせ先】

大府市デジタル戦略室

担当：盛林 達哉（モリバヤシ タツヤ）

電話：0562-45-6253

F A X：0562-47-7320

E-mail：digital@city.obu.lg.jp